

避難計画は機能しない

まえがき

原発避難計画は、地元自治体に任されている。それぞれの自治体が計画を立案しているが、周辺道路の交通許容量が圧倒的に少ないという物理的制約に加え、その必要が発生したときに多くのサポート要員が不可欠であるが、個人の自発的な協力を依存する形態になってしまっている。つまり被ばく環境下においてその過酷な業務に携わる人員の労働契約という実質的な体制は作られていない。

福島原発事故の際に、住民の避難行動を支援する体制不備のために様々な悲劇が発生したが、基本的な改善はなされていない。以下に、原発事故時の避難計画が、本質的に有効に機能しないことを示す事例を、福島原発事故時に発生した事例を参照しながら記述する。

1. 避難指示発信時の自治体職員の負担

1.1 政府機関の情報伝達と実際上の口コミ

政府機関はSPEEDIという放射能拡散予測システムを持っていたが生かさなかった。さらに、政府が出した避難指示も、地元自治体へFAXで送ったが、自治体役場は津波対策と両方で混乱状態にあり、その情報を読む人もいなかった。さらに、地元住民のうち、東電や自治体の関係者やその縁者たちは、いち早く原発内の情報を得て避難してしまった。その後、周りの人々は、東電や自治体の人々の動きを観察していた方が良いと考えるようになったそうだ。

結局、政府や自治体の公式の指示に従った人々は、放射性の降下物を身に浴びながら避難をする結果になった。これらの事情は「原発避難てんでんこ」で、すでに書いた¹。

1.2 自治体職員の負担

自治体職員はそういう環境で、近隣自治体に交渉しながら避難所を確保し、住民をエスコートして、避難誘導しなければならない。避難所へ着いたら一人ひとりを「スクリーニング」(体についた放射能を測定し、基準を超える人の着衣交換や洗浄をする。寒い夜中に水洗いを繰り返して、避難者も職員も疲労困憊した)。そして、軽食や仮眠の毛布を配るなどの世話をする。そのために、1週間以上不眠不休で働いた自治体職員が大勢いる。

避難所ばかりではなく、病院でも入口でスクリーニングを要求されて、なかなか院内へ入れてもらえなかったという話が伝えられている。

¹ 『筒井新聞』第320号 <https://sites.google.com/site/tsutsuishinbun/2017/320/3>



二本松の除染所では夜間は氷点下

出典：「体表面汚染のスクリーニング」『福島再生』2019年8月27日

<https://revive-fukushima.com/screening/>

2. 見捨てられた初期被曝

避難する10万人を超える人々が、悪天候の中渋滞する夜道を長蛇の列をなす自家用車やバスに乗って、近隣の自治体の避難所へ向かった。その入り口で、到着までの自宅および道中に浴びた放射能を着衣から除去するために、避難所入り口で「スクリーニング」が行われた。福島第一原発事故の際、スクリーニングを行い始めたところ、カウンターの日盛りが振り切れたり、既定の「基準値」を超える者が続出し、洗浄しても基準値以下にならなかったり、洗浄の水が無くなったりして、結局基準値を100倍ないし10倍に緩めたりしてしまった。その基準から漏れたケースもあった²。

² Study2007『見捨てられた初期被曝』岩波書店、2015年、pp.1-41

表 1.2—スクリーニング(除染)基準値の変遷.

簡単のため、1 mSv \approx 1 mGy, ヨウ素 131 による 1 歳児甲状腺等価線量 100 mSv を 1 万 cpm として比較(緊急被ばく医療の基準値としては 1 万 3000 cpm とされている).

日時	関係者・会議等	スクリーニング基準値	除染方法など	通知内容
1999 年	WHO(Guidelines for Iodine Prophylaxis following Nuclear Accidents)	10 mGy (1000 cpm 相当) (若年者に対し)		・
2002 年 4 月 12 日	原子力委員会 被ばく医療分科会 ヨウ素剤検討会 *主査 山下俊一 長崎大学教授(当時)	100 mGy に 据 え 置 き (1 万 cpm 相当) *スクリーニング (除染)基準値として は 1 万 3000 cpm		
2011 年 3 月 13 日	専門家・医師 (福島県庁舎) *表 2.2 参照	水不足のため 10 万 cpm(1000 mSv 相当) で運用	効率的な除染, 10 万 cpm 以下には下 げる	安定ヨウ素剤につい てはヒアリング記録 なし
14 日	福島県	基準値を 10 万 cpm に変更. 水の確保が可能にな った場合について記 載なし	10 万 cpm 以上は全身 除染, 1 万 3000 cpm から 10 万 cpm につ いては部分除染	「健康に影響のない レベルになる」との 文言が追記
15 日	放射線医学総合研究 所 明石真言理事	救命救急の必要性か ら福島県の基準値 10 万 cpm を国が認 めるように依頼		
20 日	原子力安全委員会	10 万 cpm を全国に 拡大, 水の有無, 疾 患, 年齢にかかわら ず一律の引き上げ		「健康に影響を及ぼ す量ではなく」とい う文言と周囲への被 ばく影響に関する後 づけの説明が追記
21 日	厚生労働省健康局 総務課地域保健室	10 万 cpm	10 万 cpm 以上を部 分除染	10 万 cpm 以下は心 のケア, 避難・退避区域以外 は測定不要

出典：Study2007『見捨てられた初期被曝』岩波書店、2015 年、p.18

具体的には、スクリーニングの基準値は表 2 に示すように、事故以前には、若年者に対しては 1000cpm (カウント/分) または 1 万 cpm であったが、事故発生後の現実に直面して、これらの基準値は達成不可能として、一挙に 10 万 cpm に上げて、厚生労働省が後追いでそれを追認することにした。10 万 cpm を超える場合は 3 月 14 日付の文書ですら「全身除染」とされていたものが、21 日付の厚生労働省の文書では「一番外の着衣を脱

衣及びウェットティッシュによる拭き取り」という「部分除染」へと簡略化された³。「測定までの時間経過を考えると、1歳児甲状腺投下線量が1000mSvを超えていた可能性も十分考えられます」という状態であった⁴。現実には長年の放射線化学の蓄積を放擲して、桁違いに基準を緩和しなければ原発事故の避難行動が実現不可能であるということを実に示したものであった。しかも、高い内部被ばくの可能性は、もはや追跡調査ができない。そして、被ばく被害は隠され、実害は政府によって「心のケア」に問題をすり替えられている⁵。

3. 地元自治体職員へのしわ寄せ

現在の緊急避難体制においても、政府および電力会社は情報サービスを行うだけで、具体的な住民の避難誘導は自治体職員に委ねられている。つまり、基本的な責任範囲や行動の枠組みは福島第一原発事故時と変わってはいない。そして、それを実施するための被ばく防護措置も明快ではない。

吉田千亜『孤塁』⁶というルポルタージュに、福島第一原発事故の際地元消防署の職員たちがどのような職務を強いられたかが如実に記載されている。その要点を以下に摘記する。

(1) オフサイトからの司令塔の退避

それは、地元住民やその地域で働いているすべての職業人、公務員たちが避難するのを見届けてからでなければいけない。福島第一原発事故の際は、そこへ赴任した公務員たちが、住民はもとより、介護を要する患者たち、司令塔を情報センターと頼む地元役場の公務員たちや消防署の職員たちに対して、2階に上げてはしごを外すような態度をとった。しかも、今後も中央省庁の官僚たちがオフサイトセンターで最後まで働くことを保証する労働契約を結んでいるかどうか不明である。(3月12日20:40決定。そのとき、オフサイトセンター近くの屋外で、700~800 μ Sv/h、屋内で10~数十 μ Sv/h : pp.104~107)

(2) 避難誘導の責任を地元自治体職員に依存している

政府職員は「避難指示」をずるとしているが、実際のきめ細かな誘導は、地方自治体職員に任されている。地方自治体職員は特別職の労働契約を結んでいるかどうか不明である。

(3) 事故進展速度が速く高線量被ばくを避けられない

³ Study2007、前掲書、p.41

⁴ Study2007、前掲書、p.17

⁵ Study2007、前掲書、p.1

⁶ 岩波書店、2019年

避難行動は、高線量の被ばく環境で行われた。現実には、被ばくを避けるタイミングで避難することが間に合わない。しかも、安定ヨウ素剤の配布が行われなかった。消防士や自衛隊用の安定ヨウ素剤は21日15時にJヴィレッジに到着した (pp.142~144)

(4) 避難のために介護を要する入院患者や介護施設入居者は20km圏内にはいない

消防士がもっとも時間を使ったのは、個別に分散している病人や高齢者を遠隔地の施設に送り届ける業務であり、高被ばく線量下で数名を受け入れ施設に届けるまでに16時間も費やしたというケースも記載されている。

このような仕事を強いることがないように、予め20km圏内にこういう人々が居住しないように、施設の立地を変更しなければならない。

(5) 消防士が避難区域の火災消火活動をしたこと

放射線に対する防護服や全面マスクを付け、その上に防火服を着て消火活動をし、消火後の原因調査をしたことは非常な負担を強いた。避難行動中は消火活動を停止するような法規の変更を行わなければならない (浪江町、13日21:53。pp.82~84)。

(6) 原子炉冷却活動の依頼

原子炉冷却活動の依頼を受け、原発敷地内の高線量地域に待機したことが記録されている。消防士に職務としてそれを今後依頼するのかどうかを明示して、依頼する場合は原発内労働者と同レベルの放射線防護や放射線管理体制に組み込まなければならない (13日14:14構内で待機。その時免震重要棟付近の線量は5~10mSv/h。その頃作業員には緊急避難指示が出ていた。p.72) (16日6時4号機火災の消火のために出動。構内の線量は1~8mSv/h。免震重要棟前で100mSv/hで緊急退避: pp.124~133)。

(7) 原発構内のけが人や急病人を搬送

3号機爆発で負傷した自衛隊員や東電関係者を救急搬送した (14日。3回の出動で6時間。最後は千葉まで往復)。

原発構内の急病人搬送だけで高線量被ばくを余儀なくした (12日昼頃、免震重要棟内で待つ心疾患患者を搬送するために、30分間で100μSvを被ばく。p.47)。

(8) 被ばく管理の必要性

救護活動や避難誘導活動だけでも高い放射線を浴びる。消防士はもとより、自治体職員の高線量被ばく防護管理システムを確立しなければならない。

(9) 避難介助者たちの防護

現状は原発事故時に消防士や自治体職員たちが活動する備えがなされていない。

上記(1)項に司令塔が無くなったことが、そもそも住民避難誘導の責任者が不在になったことを示している。責任者がいないということは、成り行きでたまたまそこにいる自治体職員や消防署員に100%の負担が降り掛かることを示している。

さらに、福島事故時にも現在の各原発の再稼働計画にも殿軍がない。殿軍なしでは避難

計画は完結しないことは、すでに他の所で書いた通りである。古来、殿軍のことは様々に伝えられている。ここにその名前だけを列記しておく⁷。薩摩軍の捨てがまり、織田軍敗走における秀吉の働き、ソクラテスの勇気、クセノフォンの記録、ほかにも紀元前480年、第2次ペルシア戦争の際アテナイ部隊が殿りを守り、大いに戦功を立てたことが伝えられている⁸。

4. 特別公務員としての労働契約

防災計画を実効性のあるものにするには、想定される事態に現場で最後まで住民避難を見届ける担当者の配置体制表を確定しなければならない。その上で、通常の公務員の労働契約にはない、被ばく環境下の労働を条件とした契約を結び直さなければならない。筆者らは、もとよりそのような非人道的な労働契約を望むものではないが、論理の必然として、そのような条件が必要になる。

このことは労働者の基本的人権を侵すものであり、平和な民主主義社会に馴染まないものである。このような前提を置く原子力発電所の稼働は当然差し止められなければならない。

⁷ 「殿軍のいない防災避難計画」『筒井新聞』第345号（1）。この記事は近著『原発フェイドアウト』にも転載した。<http://tsutsuineews.html.xdomain.jp/345/345-1.pdf>

ヨーロッパの例は「殿軍を支える職業的使命感」『筒井新聞』第365号（2）
<http://tsutsuineews.html.xdomain.jp/365/365-2.pdf>

⁸ 河野与一訳、『プルターク英雄伝（二）』岩波文庫、1952年、p.85